

達示第22号

令和元年10月7日

広島拘置所長

弁護人等が未決拘禁者との面会時に電磁的記録媒体の再生を求めた際の対応について

弁護人又は刑事訴訟法第39条第1項に規定する弁護人となろうとする者（以下「弁護人等」という。）が、未決拘禁者との面会時に電磁的記録媒体の再生を求めた際の対応について、平成31年4月18日付け法務省矯成第999号法務省矯正局成人矯正課長通知「弁護人等が未決拘禁者との面会時に電磁的記録媒体の再生を求めた際の対応について」をもってその取扱いが改められたところ、当所における運用について、下記のとおり定め、即日施行するのぞ了知されたい。

なお、平成31年4月23日付け達示第4号「弁護人等が未決拘禁者との面会時に電磁的記録媒体の再生を求めた際の対応について」は、本指示の発出をもって廃止する。

#### 記

##### 1 申告及び確認

未決拘禁者との面会の申込みの際、弁護人等から電磁的記録媒体を再生しながら面会したい旨の申出がなされた場合には、面会係職員は、弁護人等に対し、別紙「面会時に再生する電磁的記録媒体に関する申告書（以下「申告書」という。）」を記載させること。

##### 2 申告書の記載を拒否した場合の対応

(1) 弁護人等が申告書の記載を拒否した場合、面会係職員は、その旨を統括矯正処遇官（第一担当）（不在の場合はその代理職員とする。以下「第一統括等」という。）に報告すること。

(2) 同報告を受けた第一統括等は、当該弁護人等に対し、口頭で質問し、回答結果を同申告書に記載し、押印すること。

##### 3 許否の判断

第一統括等は、当該映像記録が弁護事件についての打合せに必要なものであるとの申告があった場合は許可すること。その際、電磁的記録媒体の具体的な

内容に立ち入って申告を求めることは差し控えること。

4 持込みを許す機種等

原則として、再生機能のみを有する機種に限り、持込みを許可すること。

録画機能付きの機種を弁護士等が持参した場合には、当該弁護士等が面会内容の録画をしない旨申告した場合に限り、同機種の持込みを許可すること。

なお、必要に応じて、弁護士等に対し、当所にて整備する再生専用機を貸与すること。

5 未申告の場合の対応

事前の申告なしに弁護士等が面会時に電磁的記録媒体を再生していることを確認した場合には、その時点で、上記1から3までに準じた対応を執ること。

6 申告書の管理

記載後の申告書については、面会表等に貼付することなく専用ファイルに編綴し、当所において管理すること。

7 その他

面会係職員は、本件対応に関して疑義が生じたときは、第一統括等を確認の上、対応すること。

別紙

面会時に再生する電磁的記録媒体に関する申告書

弁護士等氏名 \_\_\_\_\_

- 1 再生を予定している電磁的記録媒体について、該当するものにチェックして下さい。
  - 弁護事件についての打合せに必要なものである。
  - 弁護事件についての打合せに必要ではないものである。
  
- 2 持ち込まれる機器の機能について、該当するものにチェックして下さい。
  - 再生機能のみである。
  - 録画機能が付いている。
  
- 3 2で録画機能が付いていると答えられた場合、該当するものにチェックして下さい。
  - 面会内容の録画をしない。
  - 面会内容の録画をする。